

「いじめ」は人権問題です 全校で手をたずさえて対応します

「いじめは重大な人権侵害で決して許されない。」「どの学級、どんな場面でも起こりうる。」という認識のもと、いかなる理由があっても被害者側に寄り添い、保護者、関係諸機関との連携を図りながら学校全体で対応します。

- 児童が相互に心を通わせ、明るい気持ちで過ごせる学校・学級作りに努めます。児童が気軽に相談できる体制を整えます。
- 児童がSOSを早期に把握し、いじめの長期化や重大化を防止します。
- いじめ問題が迅速かつ的確に解決できるように管理職・教職員間の報告、連絡、相談を徹底し、迅速で組織的な対応を図ります。

〔①未然防止〕

「みんなとなかよくしたくなる」学校を目指します

- ◎「いじめ」の定義や組織的な対応に向けての教職員の意識の向上をはかる研修会の実施
- ◎児童主体の取組による、いじめを生まない環境づくり
- ◎スクールカウンセラーによる5年生 全員面接
心のふれあい相談員による3年生 全員面接
- ◎教職員による日常の児童観察

〔②早期発見〕

年間3回のアンケートを実施します

- ◎アンケートの実施等で把握した、児童の気になる様子について関係者との情報共有
- ◎アンケートの実施等で把握した気になる児童との面談(担任、養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等)
- ◎アンケートの他に、日々の児童の様子からいじめの疑いに気が付いた際はすみやかに事実確認

〔③早期対応〕

素早く・組織的に対応します

- ◎いじめ対策委員会での検討
→事実確認・情報共有・対応策の実施

〈メンバー〉

- 校長、副校長、生活指導主任、担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、学校生活支援員、心のふれあい相談員
- ① 事実確認の方策検討
 - ② 教職員による役割分担
 - ③ 事案の報告により詳細を把握
 - ④ いじめ認知
 - ⑤ 指導方針・指導体制の決定
 - ⑥ 事後の経過観察